

令和2年(2020年)4月20日

市内の保育所、認定こども園・放課後児童クラブ等に
児童が在籍する保護者の勤務先事業者の皆様

姫路市長 清元 秀泰

緊急事態宣言の発令に伴う保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等への登園等の
自粛要請について

平素は、本市の児童行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年4月7日付けで国から発令された緊急事態宣言や兵庫県の対処方針を踏まえ、保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等への登園等の自粛を要請してまいりました。

しかしながら、感染経路が分からない事案が発生し、予断を許さない状況が続いていることから、4月14日に「姫路市緊急事態宣言」を発表し、子どもたちの命を守るために、4月17日(金)から5月6日(水)までの間、特別な事情がある場合に限り児童を受け入れる「特別保育」に移行いたしました。

児童の保護者には、原則、ご家庭で保育していただくことを強く要請するとともに、医療従事者等の社会生活を維持するために就業を継続することが必要な方など、真にやむを得ないご事情がある方を除いては、できる限り保育所等への登園自粛をお願いしております。

この要請は、法的な強制力を有するものではありませんが、事業者の皆様におかれましては、保育所、認定こども園・放課後児童クラブに在籍する児童の保護者の勤務について、在宅勤務や自宅待機などの特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）」が示されておりますが、この助成金は、自治体や保育所、放課後児童クラブ等から利用を控えるよう依頼があった場合にも対象となりますので、あわせてご検討ください。

【お問い合わせ先】

市立保育所・市立認定こども園：こども保育課 (079-221-2314)

私立保育所・私立認定こども園：幼保連携政策課 (079-221-2738)

放課後児童クラブ：こども総務課 (079-221-2789)

<入所先施設>

専徳寺保育園 236-5888

専徳寺ひろはた保育園 236-2888

裏面もご覧ください

■真にやむを得ないご事情がある場合

以下に該当する場合を対象とします。

- ① 社会生活を維持する上で必要な業務に従事する必要がある方
- ② 運営の継続が求められている社会福祉施設等で従事する必要がある方
- ③ その他、真にやむを得ない事業がある場合

(例) 上記①②には該当しないが、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、保護者の疾病や看護、介護、多児育児等で家庭での保育がどうしても困難な場合など

① 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	内 訳
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む）、料理店、喫茶店(宅配・テイクアウトサービスを含む) 等
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理容院、ランドリー、ごみ処理関係 等

② 社会福祉施設等

施設の種類	内 訳
社会福祉施設等	保育所、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 等
	介護老人保健施設その他これに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

※兵庫県ホームページに、上記の詳しい内容が掲載されています。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronakyugyouyousei0413.html>



■新型コロナウイルス感染症による小学校休業等の対応助成金

支給要件の詳細や具体的な手続きについては、厚生労働省ホームページでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

お問い合わせについては、

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談センター
電話：0120-60-3999（受付時間…9:00～21:00 ※土日・祝日含む）

